

1. 2017年個人参加者用 一般条項

第一条：定義

1.1 一般条項では以下の定義を使う。

- a. 大会：Stichting Sportevenementen “Le Champion” によって主催される TCS アムステルダムマラソン大会(開催年度は限定されない)
- b. 参加者：オーガナイザーから許可された方法で、大会への参加登録をした自然人
- c. 同意：大会の参加に関わる参加者の同意
- d. オーガナイザー：参加者が同意をした法人(今回の場合 Stichting Sportevenementen “Le Champion”)

1.2 これらの一般条項は同意するすべての事項に適用される。

第二条：参加

2.1 参加者は特定の大会オーガナイザーに指定された最低年齢に特定の大会の参加日までに達する必要がある。(マラソンの場合18歳、ハーフマラソンの場合16歳)

2.2 参加者は、エントリー代金を開催の2週間前までに全額支払い、一般条項に同意をし、また適切かつ偽りなく参加登録を完了している場合のみ大会に参加できる。

2.3 フルマラソン、ハーフマラソン、8km レースに参加するランナーは、Bib(ゼッケン)をその他のランナーに再販売もしくは移行することが可能である。Bibの移行は2017年8月15日まで可能である。Bibの移行は、各自のMyLaps アカウントからできる。

2.4 参加者が当日大会に参加できなかった場合、支払い済みのエントリー代金や追加のオーダーは返金されない。もし参加者がLe Championメンバーの場合は、2017年8月31日までに書類でキャンセルの旨連絡をした場合に限り、同意に基づいたエントリー代金や追加オーダーも返金される。

2.5 不可抗力が原因の場合、直前でもオーガナイザーは大会を中止することができる。不可抗力が原因の場合は、別日での開催はされず、次の開催は1年後となる。この場合、エントリー代金や追加オーダーの返金はされない。

2.6 オーガナイザーは、不可抗力による大会の中止に伴って発生したいかなる費用も責任を負わない。

第三条：責任

3.1 大会への参加は、参加者本人の責任である。オーガナイザー側の直接的な故意または怠慢が原因でない限り、参加に伴って発生したいかなる損害も責任を負わない。これは傷害や死亡といった可能性のある全ての重大な損害においても適用される。

3.2 本条項の最初の段落で述べた規定に関わらず、オーガナイザーが参加者が受けた損害に対して責任があるとされる場合においても、損害に対する弁償の義務はオーガナイザーが加入する保険会社の支払い金額の範囲のみとなる。

3.3 参加者は大会への参加によって起こりうる死亡、傷害、疾病により引き起こされる、参加者もしくは遺族への損害をカバーする適切な保険に必ず加入しなければならない。

3.4 大会の参加には身体的・精神的な健康さが必要だと認識していること、参加者がこの条件を満たしているということ、またトレーニングやその他の手段によって大会への準備が適切にされていることを参加者は誓う。オーガナイザーは大会への参加にあたり、健康診断を受けることを参加者に強く推奨する。

3.5 参加者の原因で発生した大会に関わる行為、怠慢の結果、第三者に発生した損害は、オーガナイザーに責任がないことを保障する。

第四条：肖像権

オーガナイザーには、大会中、もしくは前後に記録された写真やイメージ材料等(参加者が写っているもの)を公開する権利があることを認める。

第五条：個人情報

オーガナイザーは参加者からデータベースに提供された個人情報を保持する。また大会に参加することによって、オーガナイザーが個人情報を参加者に送信したり(参加者がエントリー登録の際にこれらを許可しているという条件に基づく)、参加者に情報を送信するために第三者に提供する目的で個人情報を利用することを許可する。同意をすることによって、参加者はオーガナイザーに参加者の氏名、競技の結果を新聞やインターネット等を利用して公開する権利を認める。

第六条：規則

一般条項にも含まれる TCS アムステルダムマラソンの規則は大会の参加者に適用される。

2. 2017 年個人参加者に関する規定

第一条

TCS アムステルダムマラソンは Stichting Sportevenementen “Le Champion” によってオーガナイズされている。

第二条

TCS アムステルダムマラソンのオーガナイザーは、陸上競技連合から援助を受けている。

第三条

陸上競技連合のレース規則はレースおよびレクリエーション競技ともに、一般条項から逸脱する範囲を除いて適用となる。IAAF のレース規定も陸上競技連合のレース規則および一般条項から逸脱する範囲を除いて適用となる。

第四条

参加者は、オーガナイザーが陸上競技の一般的な習慣ののって決めたトラックに沿って走らなければいけない。また走者は、参加者と分かるようであればいけない。

第五条

道路交通や信号に関する規則といった、道路交通法またはそれにのって定められた規則は大会中全てのトラック上で有効である。

第六条

参加者は、オーガナイザーやオーガナイザーに所属すると認識される人物（服装や外見上の特徴に基づく）からの指示に従わなければならない。

第七条

オーガナイザーは、参加者がこれらの競技規則に従わない場合、違反を犯した場合、不適切な振る舞いをした場合、医療的観点から必要だと思われる場合、もしくは大会の進行上必要な場合には、参加者を失格にしたり、競技から外すことができる。オーガナイザーは、失格もしくはレースから退場した参加者からスタートナンバーを回収する。

第八条

乳母車やベビーカー、垂れ幕/横断幕等の旗類、ペットなどを持ち込むことは禁止されている。

第九条

他人の所有物を壊したり、ごみを路上に捨ててはいけない。

第十条

明白に政治的、信条的、宗教的な観点を表に出したり、表現すること、また攻撃的、侮辱的、他人を傷つける陳述をおこなうことは大会中禁止されている。

第十一条

参加者のスタートエリアの割り当てはオーガナイザーによって行われる。参加者は開始の5分以上前にスタートエリアにいないといけない。

第十二条

参加者は割り当てられた参加者番号が記載されたBib（ゼッケン）ナンバーをオーガナイザーから受け取る。参加者は胸にBibナンバーをつけなければならない。Bibナンバーは参加者番号やその他の情報が見やすいようにつけて着用する必要がある。Bibナンバーはきったり、折ったりしてはいけない。参加者はオーガナイザーから受け取ったBibナンバー以外のゼッケンを着用することは禁止されている。これらに沿わない場合、失格となる場合がある。

第十三条

参加者は、これまでの医療受診履歴などの情報やその他の詳細をBib番号の裏に記載する義務がある。

第十四条

全ての参加者はオーガナイザーによって提供された、Mylaps Bib tagタイム登録チップをつけて走らなければならない。最終的なタイムは秒単位に繰上げされる。走行の公式記録や順位に関しては、協会はチップで計測された時間および手動で計測した時間の両方を利用する。走者によるゴールの通過によってレース結果は決められる。（オランダ陸上連合 競技規則 第165条に従う）

第十五条

規定内の時間に完走した全てのフルマラソン(42.2KM)参加者は受賞する可能性がある。大会規則に違反した参加者には受賞の権利はない。規則に違反したことが受賞後に発覚した場合は、協会に賞を返還しなければいけない。

第十六条

最終的な結果は協会が決める。また誤りが発覚した場合は変更する権利が協会にある。これらの変更にともない、受賞の権利がないとみなされた参加者は協会に賞を返還しなければならない。

第十七条

最後の走行者グループが走り出した後は、遅れてきた参加者はレースに参加することができない。

第十八条

TCS アムステルダムマラソンは時間制限を設けている。

-42km : 6 時間

-21km:3 時間

-8km:1.05 時間

第十九条

参加者の衣類やその他の紛失物に関して協会は責任を負わない。また協会によって準備された更衣室等に置き忘れたものについても同様である。

第二十条

協会から書面で許可を得ていない限り、いかなる人物によるいかなる目的であったとしても、トラック内に同行者を伴うことは許されない。

第二十一条

広告車両に乗車する者は、これらが完全にカバーされる保険にはいなければならない。

第二十二条

ガイドや広告車両に乗車する参加者や参列者によって発生した疾病や事故に関して、協会は責任を負わない。

第二十三条

これらの規則にあてはまらないケースに関しては、最終的な判断は全てオーガナイザーが下す。